

「新時代の教育のための国際協働プログラム」
委託事業に係る審査基準

平成31年2月15日
令和2年2月18日一部改訂
令和3年6月15日一部改訂
令和6年5月24日一部改訂

1. 審査方法

審査は、文部科学省大臣官房国際課に設置された外部有識者による「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る審査委員会において書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングへの対応を求められることもある。

2. 評価方法

評価は、企画提案ごとに「絶対評価」にて行う。審査委員は、4. に示す評価項目ごとに5. に示す評価基準に基づき点数化し、別紙1「審査用紙（公募に係る審査）」に記入する。各委員が各々評価した結果の合計を平均した点数を当該提案者の得点とする。

3. 採択案件の決定方法

各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。

4. 評価項目

(1) 事業内容に関する評価

- ① 本事業の目的及び本事業の中核となる目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法及び内容等が具体性・適正性・効率性に優れており、適切であること。
- ③ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費、再委託費）が妥当であること。

(2) 事業実施組織に関する評価

- ① 国際交流（受入れ及び派遣）並びに国内及び海外の教育機関（教育委員会及び学校等）に向けた成果普及・情報発信に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ② 国内及び海外の教育機関（教育委員会及び学校等）及び官公庁との連携に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ③ 教育分野（特に初等中等教育）に関連する知見及び実績等を有していること。
- ④ 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ⑤ 業務管理を適切に遂行できる人員・組織体制が整っていること。

⑥財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
(1) ①	企画提案書 1. (1) ~ (5)、3.
(1) ②	企画提案書 1. (1) ~ (5)、3.
(1) ③	企画提案書 1. (1) ~ (5)、3.
(2) ①	企画提案書 2. (1)
(2) ②	企画提案書 2. (2)
(2) ③	企画提案書 2. (3)、(4)
(2) ④	企画提案書 2. (5)、(6)
(2) ⑤	企画提案書 2. (1) ~ (7)
(2) ⑥	団体の概要がわかる資料
(3) ①	「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の写し

5. 評価基準

「4 (1) 事業内容に関する評価」及び「4 (2) 事業実施組織に関する評価」について、以下の5段階にて採点を行う。

また、「4 (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

評価項目	点数配分	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1) ①	20	20	15	10	5	1
(1) ②	20	20	15	10	5	1
(1) ③	10	10	7	5	3	1
(2) ①	10	10	7	5	3	1
(2) ②	10	10	7	5	3	1
(2) ③	10	10	7	5	3	1
(2) ④	5	5	4	3	2	1
(2) ⑤	5	5	4	3	2	1
(2) ⑥	10	10	7	5	3	1

(3) ①	5. 3	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）：2. 1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）：3. 2点 ・認定段階3：4. 2点 ・プラチナえるぼし認定企業：5. 3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）：1. 1点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）：2. 1点 ・トライくるみん認定：3. 2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））：3. 2点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）：3. 2点 ・プラチナくるみん認定：5. 3点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定：4. 2点 ○上記に該当する認定等を有しない：0点
-------	------	--

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業 審査用紙

審査委員

御評価の結果を下表の「評定」及び「御意見」に御記入ください。

評価項目	点数配分	評価基準					評定	御意見
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている		
(1)①	20	20	15	10	5	1		
(1)②	20	20	15	10	5	1		
(1)③	10	10	7	5	3	1		
(2)①	10	10	7	5	3	1		
(2)②	10	10	7	5	3	1		
(2)③	10	10	7	5	3	1		
(2)④	5	5	4	3	2	1		
(2)⑤	5	5	4	3	2	1		
(2)⑥	10	10	7	5	3	1		
(3)①	5.3	認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。						
合計						0		